第5章 推進体制

- 5.1 計画の実現に向けて
- 5.2 関係主体の役割
- 5.3 関係主体間の連携・協働

5.1 計画の実施に向けて

住まい・住環境に関する課題は、住宅以外の生活に関係する様々なことが要因となっていることも多くあります。よって、本計画は、従来の住宅施策の枠組みにとどまらず、居住に関わる多分野の関係主体が連携し、幅広い施策内容を検討し、その中でも優先順位や効果等をふまえながら、実施していくことが重要となります。そのためには、役割や連携のあり方等を分かりやすくするとともに、効果的な推進体制を整備することが重要です。そして、計画の実現に向けて、「大牟田市市民活動推進指針」に沿って多様な連携強化を図り、施策を推進していきます。

5.2 関係主体の役割

本計画の施策に関わる関係主体は、基本的に以下の役割を担うことが期待されます。

関係主体	施策実施における各主体の役割
行政	○大牟田市の計画立案及び施策推進○市民生活を支える生活関連基盤の整備・保全○情報発信・意識啓発○市民・地域との協働による住まい・まちづくり○関係主体と連携できる環境づくり○国・県等の公共機関と情報共有・人的交流等の連携
民間事業者	○住宅需要動向に即した住宅の供給・流通・管理○魅力ある居住環境の形成○自らが供給する住宅による住宅性能向上等への貢献○市場の健全性の確保○社会状況に応じ求められる公共性の高いサービス提供等への関与○地域に密着した視点を持ったサービスの提供への関与
市民・地域	○ (自らが関わる)住宅の質の向上 ○住宅の性能向上や市場の適正化等に関する判断 ○地域に密着した活動(サービス提供)等の実施 ○住まい・まちづくり等への参画 等

各主体がこのような役割を担い、施策の推進を図ります。

5.3 関係主体間の連携・協働

本計画の実現に向けて、関係する各主体は、それぞれの役割を果たしつつ、お互いに連携して施策に取り組むことが必要です。複数の主体が関わって取り組む施策

においては、地域の特性や施策に応じて、対応する主体が施策の準備段階から十分 に協議し、お互いに連携・協働することで、効果的な施策の展開を図ることが期待 されます。

(1) 多分野・多職種連携・協働

住生活に関わりのある住宅分野、建築・建設分野、不動産分野、まちづくり分野、コミュニティ分野、医療分野、福祉分野、教育分野、法律分野等の連携・協働により、多職種の議論が活発化できるよう努めます。

(2) 官民連携・協働

施策を実施するためには、行政、民間事業者、地域住民、教育機関等が、施策内容等を踏まえて協議することが重要であり、連携・協働して施策を推進するよう努めます。

(3)地域との連携・協働

地域包括ケアシステム構築には、基礎単位となる小学校区におけるやまちづくり協議会等による地域ごとの課題の抽出や、その課題の解決に向けた取り組みが重要になります。庁内関係部局や地域住民組織との連携・協働を図ります。

(4)国・県・他市町村等との連携

国・県等との連携を図ります。また、先進事例等の情報交換を行い、大牟田モデルを検討していくことに努めます。

(5) 関係部局の連携

都市整備部や保健福祉部、市民協働部をはじめとする様々な庁内関係部局との連携が不可欠となります。空家問題や少子高齢化が進行する中、ハードとしての住まいの提供のみでなく、ソフト面からの暮らしの安定を図る視点による連携も必要となります。庁内の関係部局による推進体制を構築します。